

令和8年4月

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課

令和8年度
「預かり保育利用料等に対する補助金」(満3歳児向け)の
申請手続きのご案内

令和5年10月より、東京都が実施する保育料無償化関連事業を活用し、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金のうち「預かり保育利用料等に対する補助金」を、区内にお住まいの満3歳児クラスに在籍する一部の方に支給しています。

この補助事業は、令和元年10月に始まった国による幼児教育・保育無償化の一環として実施している施設等利用費の交付(預かり保育利用料等の無償化)とは別の制度で、必要な要件や手続き等が異なります。

本補助金の交付を希望する保護者におかれましては、この案内をよくお読みいただき、必要に応じて関係書類のご用意等をお願いいたします。

1 本補助金を受けられる方

以下の要件をすべて満たす方となります。

- (1) 対象園児が満3歳児クラスに在籍していること (※1)
- (2) 住民税課税世帯であること
- (3) 保護者が「保育の必要性の確認」を受けていること (※2)

在籍クラス	住民税の課税状況	支給対象	
		施設等利用費	本補助金で補助する部分
満3歳児	非課税世帯	○	×
	課税世帯	×	○

(※1) 3歳の誕生日を迎えた日から最初の3月31日までに在籍する園児で、満3歳児クラスが認可されている(園則で満3歳児クラスが規定されている)園の該当クラスに通う方

(※2) 保護者の就労、出産予定、介護など、「保育の必要性」が確認できた方のみが本補助金の対象となります。「3 補助金申請の手続き」をご確認ください。

2 補助金の内容

- (1) 補助対象となる費用

- ① 在籍園で実施している預かり保育利用料
- ② 幼稚園型一時預かり事業利用料(在籍園の預かり保育が十分でない場合のみ)

(2) 補助対象期間

令和8年4月～令和9年3月末のうち、「1 本補助金を受けられる方(1)～(3)」のすべての要件を満たす期間

(3) 金額

月額上限16,300円

3 補助金申請の手続き

(1) 保育の必要性の認定をお持ちの方

補助対象期間内ですでに有効な「保育の必要性」の認定(教育・保育給付認定2号)をお持ちの方は、該当期間については保育の必要性が確認できているため、手続きは不要となります。

認定の有効期間外はお手続きが必要ですので、園児の認定状況が不明な場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 保育の必要性の認定をお持ちでない方

別紙「保育の必要性の確認」に伴う申請手続きについてをご覧ください。

4 補助金の交付方法

(1) 在籍園で実施している預かり保育利用料

在籍園と区で、申請者が在籍園に支払った費用の実績を確認し、区が私立幼稚園等保護者補助金申請者の口座に補助金を振り込みます。保護者が提出する書類はありません。

補助金は利用日数×日額単価450円で算定した金額と、その月に実際に支払った金額を比較して少ない方を、16,300円を上限に支給します。

(2) ②幼稚園型一時預かり事業利用料

在籍園の預かり保育が十分でない場合のみ、利用施設の領収書を区へご提出いただくことで確認いたします。対象施設や算定方法、領収書のダウンロードについては区HPをご確認ください。

5 補助金交付スケジュール

時期	内容
令和8年11月下旬	上期(4～8月分)補助金支給
令和9年4月下旬	下期(9～3月分)補助金支給

※9月以降も4～8月分の申請は随時受け付けますが、振り込みは下期分に合算して行います。

※支給前に「交付決定通知書」をお送りします。通知が届きましたら、記載の補助金額や振込口座等をご確認ください。

6 留意事項

- (1) 補助期間内にすでに有効な「保育の必要性」の認定（教育・保育給付認定2号）をお持ちの方で、在籍園での預かり保育のみ利用している方は、本補助金についてのお手続きは不要です。それ以外の方は、この案内をよくお読みいただき、必要書類の提出をお願いします。
- (2) 本補助金に関して対象施設の確認等は以下の区HPよりお願いいたします。

【各書類ダウンロード】

私立幼稚園等保護者補助金（満3歳児の預かり保育）の
申請関係書類ダウンロード用ページ（新制度未移行幼稚園）
（ページID：1650）



7 提出先・問い合わせ先

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 私学係
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第二庁舎2階20番窓口）
電話：03-5432-2066
FAX：03-5432-3016

「保育の必要性の確認」に伴う申請手続きについて

本補助金を受給するためには、まず、区に対して、補助金の支給要件（保育の必要性）を満たすことの確認の手続きをしていただく必要があります。なお、すでに有効な「保育の必要性」の認定（教育・保育給付認定2号）をお持ちの方は、該当期間中の本確認は不要となります。

1 申請の流れについて

「2 提出書類」を郵送にてご提出ください。区で書類の内容を確認し、本補助金の受給要件を満たしているか審査を行い、該当または非該当の通知をお送りいたします。通知が届きましたら補助対象期間の開始日等をご確認ください。

2 提出書類

以下、(1)(2)の提出が必要です。申請書を区HPからダウンロードしていただき、補助対象期間中に「保育を必要とする理由」を満たしていることがわかる書類（裏面参照）を添付してください。

- (1) ◆補助金交付要件確認申請書（第1号様式の別紙3）
- (2) 「保育の必要性」を証明する書類

【各書類ダウンロード】

私立幼稚園等保護者補助金（満3歳児の預かり保育）の
申請関係書類ダウンロード用ページ（新制度未移行幼稚園）
（ページID：1650）



3 必要書類提出期限

- (1) 4～8月分補助対象者：令和8年8月31日（月）
- (2) 9～3月分補助対象者：令和9年3月31日（水）

※(1)の期限後も申請は随時受け付けますが、(2)が令和8年度分申請書類の最終提出期限となります。最終提出期限を過ぎての提出は一切受け付けられません。

4 書類提出先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 私学係 あて

5 次年度以降の手続きについて

3歳児クラスに進級後も「預かり保育利用料等に対する補助金」の交付を引き続きご希望の場合は、あらためて「施設等利用給付認定」のお申し込みをいただく必要があります。詳細は、区HP等でご確認ください。

幼児教育・保育施設利用者のための給付認定について
（ページID：1403）



裏面あり

6 その他（留意事項）

- (1) 補助対象期間は下表の要件を満たす期間中となります（就労を理由として申請した場合、補助対象期間は申請年度末までとなります）が、年度途中で要件を満たさなくなった場合、その時点までとなります。
- (2) 就労状況等、年度途中で申請当初からご状況に変更が生じる場合、ご案内に記載の＜問い合わせ先＞までご連絡ください。
- (3) ご提出いただいた書類より、要件を満たす期間（保育が必要である期間）が確認できなかった場合、別途ご連絡させていただくことがございます。

《保育を必要とする理由に応じた必要書類一覧》

No	保護者が保育を必要とする理由	必要書類（保護者全員分必要です）
1	<p>保護者が<u>就労（月 48 時間以上）</u>している場合</p> <p>※補助対象のお子さんの育児休業及び保護者が休職中の場合は、補助金の対象となりません。</p>	<p>外勤の方：就労証明書 ※勤務先が証明</p> <p>自営の方：(1)就労証明書、(2)客観的資料（開業届、登記事項証明、請負契約書、納品書等）</p> <p>※保護者または三親等以内の親族が事業を営んでいる場合は、自営として就労証明書を提出してください。</p>
2	<p>保護者が<u>出産予定</u>の場合</p> <p>※出産月とその前後 2 カ月間が補助対象期間です。</p>	<p>母子健康手帳の写し</p> <p>※氏名と分娩予定日が記載されているページ</p>
3	<p>保護者が<u>病気</u>の場合</p>	<p>医師の診断書の写し</p> <p>※診断書には保育ができないことの明記が必要です。</p> <p>※提出日の直近 3 か月以内の証明日のもの</p>
4	<p>保護者が<u>障害</u>のある場合</p>	<p>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し</p>
5	<p>保護者が<u>親族の介護</u>をしている場合</p>	<p>(1) 介護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険証の写しなど）</p> <p>(2) スケジュール表</p>
6	<p>保護者が<u>災害復旧</u>にあたっている場合</p>	<p>(1) リ災証明書</p> <p>(2) スケジュール表</p>
7	<p>保護者が<u>求職中</u>の場合</p> <p>※補助対象と認められる期間は 3 カ月間です。</p>	<p>就労確約書</p>
8	<p>保護者が<u>就学中、就学予定</u>の場合</p> <p>※趣味の講座等は除く</p>	<p>(1) 在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）</p> <p>(2) 授業等の時間割</p>